

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	女性向けコワーキングスペース運営業務
発 注 課	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、当該業者が平成26年度より経済産業省が所管する創業支援事業者補助金を受け、指定管理者として管理している札幌市男女共同参画センター内において始めたものであることに加えて、当該業者は「創業支援講座」や「起業セミナー」等を数多く実施するなど、女性のための就労・起業支援に関する実績があり、当該業務の履行に必要なノウハウの蓄積がある。</p> <p>また、当該事業の実施にあたっては男女共同参画センター、及び、平成30年10月に同センター内に開設した「女性の多様な働き方支援窓口（ここシェルジュSAPPORO）」と連携・協力することが不可欠であるが、当該業者は男女共同参画センターの指定管理者であり、さらに「女性の多様な働き方支援窓口（ここシェルジュSAPPORO）」のインテーク業務を受託している。</p> <p>以上のことから、当該業務を確実にかつ良好に履行できるのは、同業務に係る実績・資質の備わっている当該業者の他にはないため、特定随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月10日